

2 令和6年度計画

施策			取組	担当課	令和6年度
基本 施策	(1) 地域における ネットワークの 強化	ア 地域におけるネット ワークの強化	(ア) 府中市自殺対策推進会議の開催	健康推進課	1回実施予定
			(イ) 府中市自殺対策関係機関連絡会の開催	健康推進課	1回実施予定
			(ウ) 府中市自殺対策事例検討会の開催	健康推進課	—
			(エ) 保健師活動の強化	健康推進課	相談対応や会議研修等を通して資質向上を図る。
		イ 特定の問題に関する ネットワークの強化	(ア) DVに関する連絡会議	多様性社会推進課	DV対策連携会議を年1回実施する。 市町村担当課長会議・担当者会議に出席し、他自治体の施策等の情報収集を行う。
			(イ) 困窮者支援連絡会「つながりPlus」	生活福祉課	令和6年度以降は、重層的支援体制整備事業実施に向けた会議体に移行。現行のつながりPlusは令和5年度をもって廃止。
			(ウ) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会	高齢者支援課 介護保険課	医療・介護の専門職や市民の意見を踏まえながら、高齢者福祉及び介護保険事業を推進する。
			(エ) 障害者等地域自立支援協議会	障害者福祉課	障害者等地域自立支援協議会を開催する。
			(オ) 要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援課	要保護児童の早期発見・支援について対策を協議することで、児童虐待防止ネットワークを構築し、児童虐待の未然防止及び重篤化防止を図る。
			(カ) 困窮支援連絡会「つながりPlus」部会	子育て応援課	基となる「府中市こどもの未来応援基本方針」の見直しに関しては、次期子ども・子育て支援計画にあたる「府中市こども計画（仮称）」に包括することとなったため、府中市子ども・子育て審議会の中での有識者や関係各課と協議していく。
	(2) 自殺対策を支える 人材の育成	ア 様々な職種を対象 とする研修の実施	(ア) ゲートキーパー養成講座（市職員対象）	職員課 健康推進課	1回実施予定
			(イ) ゲートキーパー養成講座（教職員対象）	指導室 健康推進課	6月11日（火）に実施した。
			(ウ) ゲートキーパー養成講座（専門職対象）	健康推進課	令和7年度の実施に向けて関係課と検討する予定。
		イ 市民を対象とする研 修の実施	(ア) ゲートキーパー養成講座（市民対象）	健康推進課	8月22日（木）サポーターリーダー養成講座にて実施する予定。
			(イ) ふちゅうカレッジ出前講座	健康推進課	依頼があれば随時対応する。
	(3) 市民への啓発と 周知	ア 様々な機会や媒体を 活用した啓発の推進	◎自殺対策強化月間	健康推進課	図書館、地区図書館、男女共同参画センター、プラッツ、文化センター、保健センター等で実施予定。特設ブースの設置も行う。年末年始に交通機関（JR、京王）及び大國魂神社にてリーフレット等を配布する。
			(ア) リーフレット等啓発品の作成と配布等による周知	(a)健康推進課 (b)健康推進課 協働共創推進課	6月に中学1年生へ相談先リーフレットを配布済。 市内大学等でのリーフレット配架を検討する。
			(イ) 市民向けの講演会やイベント等の開催	a健康推進課 b多様性社会推進課 c図書館 健康推進課 d健康推進課	イベントの開催時に周知・啓発を行う。

基本 施策	(3) 市民への啓発と 周知	ア 様々な機会や媒体を 活用した啓発の推進	(ウ) 各種メディアなどの媒体を活用した啓発活動	a健康推進課 秘書広報課 b健康推進課 秘書広報課	引き続き、ホームページの充実を図る。
			(エ) 地域と連携した情報の発信	健康推進課	文化センター等との連携により実施する。また、年末年始より大國魂神社及び市内 各駅にてリーフレットを配架する。
	(4) 自殺未遂者等へ の支援の充実	ア 府中市自殺対策関 係機関連絡会の開催		健康推進課	1回実施予定
		イ 府中市自殺対策事例 検討会の開催		健康推進課	—
		ウ 精神保健（メンタル ヘルス）に関する課題を 抱えている人への相談支 援		健康推進課	相談体制の整備、関係機関との連携を推進する。
		エ 医療機関や警察・救 急との連携促進		健康推進課	相談先リーフレットを送付する予定。
	(5) 自死遺族等への 支援の充実	ア 自死遺族等へ情報周 知		健康推進課 総合窓口課	自死遺族等に、死後の法的な手続や行政上の手続、こころの相談を記載した「おく やみハンドブック」、市役所への書類作成や提出をまとめて行うことができる「お くやみ相談室」を案内する。
		イ 自死遺族等支援グ ループへの支援		健康推進課	自死遺族自助グループ等との連携、周知活動の支援をする。
	(6) 児童・生徒の SOSの出し方に 関する教育	ア SOSの出し方に関す る教育の充実に向けた取 組の推進		指導室 健康推進課	講座の内容等について検討及び見直しを行う。
		イ 児童・生徒が発する SOSに関する支援体制づ くり		指導室	校内体制の強化、組織的対応の充実を図るために、各種研修・連絡協議会等の充実 を図る。
重 点 施 策	(1) 子ども・若者の 自殺対策の推進	ア 子どもに向けた支援 の推進	(ア) 市立小中学校の教職員や関係機関職員に向けた 研修会の実施	健康推進課	6月11日（火）に実施した。
			(イ) 児童虐待や非行に関する通報や子育てに関する 相談対応と関係機関との連携	子ども家庭支援課	要保護児童等を早期発見・支援するため、子どもと家庭の総合相談を実施するとと もに、要保護児童対策地域協議会や支援プラン会議等を実施し、対策を協議する。 また、事例検討会や研修会、講演会の実施を通じて、児童虐待への対応力を強化す るとともに児童虐待防止の普及啓発を行う。
			(ウ) スクールソーシャルワーカーと関係機関の連携	指導室	不登校が続いていて学校で支援の手立てが行き詰っているケースや福祉サービスが 必要と思われるケースについて、スクールソーシャルワーカーが福祉的な視点から 関係機関と連携し、課題の改善を図る。
			(エ) 放課後こども教室の実施	児童青少年課	学校での個別の支援に加え、教育センターで適応指導教室を運営し、児童・生徒の 学校復帰、社会的自立に向けて支援する。

重点施策	(1) 子ども・若者の自殺対策の推進	ア 子どもに向けた支援の推進	(オ) 生活に困窮した家庭の子供に対する学習支援、学習機会の確保	生活福祉課	学習環境に恵まれない生活困窮世帯の中学生を対象に、一人ひとりの能力に応じた学習機会の提供及び学習習慣や基礎学力の習得を目指した学習支援を行う。
			(カ) 学校への復帰支援	指導室	学校での個別の支援に加え、教育センターで適応指導教室を運営し、児童・生徒の学校復帰、社会的自立に向けて支援する。
			(キ) 保護者の帰宅が恒常的に遅い家庭等への児童預かり支援	子ども家庭支援課	共働きの家庭の子どもを夜間に預かるトワイライトステイ事業、及び入院等により一時的に養育が困難な家庭の子どもを宿泊を伴って預かるショートステイ事業を実施する。
			(ク) 障害等のあるこどもやその保護者への支援	障害者福祉課	関係機関との連携を強化し、教育部門と児童発達支援部門が連携することにより相談体制の充実を図り、切れ目のない支援に取り組む。
			(ケ) ヤングケアラーの認知度向上・支援	子ども家庭支援課	ヤングケアラーの支援団体と協働し、ヤングケアラーコーディネーターを設置し相談に応じるとともに、認知度の向上や相談支援体制を整えるため、研修や講座の実施やサポートブックを作成する。
		イ 若者に向けた支援の推進	(ア) 市内大学等の健康管理室等との連携	健康推進課	—
			(イ) 奨学金の給付や貸与	教育総務課	関係機関との連携を強化し、教育部門と児童発達支援部門が連携することにより相談体制の充実を図り、切れ目のない支援に取り組む。
			(ウ) 就労が困難な若者への就労支援	生活福祉課	就労準備支援事業等を利用し、直ちに就労が困難な方に対し、就労体験やセミナーを通じて、段階的な訓練により就労を支援していく。
			(エ) 悩みを抱える青少年またはその家族等からの相談支援	児童青少年課	青少年の抱える悩みに関する本人又はその親族等からの相談に応じ、関係機関の紹介や助言を行う。また、小中学生を対象に、子ども自身の心や体、交友関係等に起因する不安や悩みなどについて、スマートフォン等の通信機器を通じて小児科医等と直接相談ができる思春期オンライン相談事業を実施する。
			(オ) 市ホームページやSNS等を利用して相談先について情報提供する	健康推進課	ホームページの見直し、SNSの活用
	(2) 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進	ア 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた取り組みの推進	(ア) 商工会議所の会員や府中市勤労者福祉振興公社等への相談先リーフレットの配架	健康推進課	商工会議所の会員、ハローワークを利用する方へ心の健康に関するリーフレットを配布する。
			(イ) 市内企業との連絡会にてメンタルヘルス対策を啓発する	健康推進課	連絡会の開催時に啓発する。
			(ウ) 小規模事業所の労働者向けに地域産業保健センター等の相談先を市のホームページで情報提供	健康推進課	ホームページの内容について見直す。
			(エ) 特定健康診査受診の機会を活用した相談先リーフレットの配架	健康推進課	特定健康診査受診者に結果を返す際に渡すリーフレットにこちらの相談窓口を記載して周知する。
			(オ) 市のホームページで働く人のメンタルヘルスや勤務問題に関連する相談窓口の紹介	健康推進課	ホームページの内容について見直す。
		イ 経営問題に関する取り組みの推進	(ア) 相談体制の強化、経営者に対する相談先の周知	産業振興課	市内事業所において、自殺リスクを生まれないような労働環境を整備するため、相談体制の強化や商工会議所が行う経営者に対する相談先を周知する。
			(イ) 健康経営に関する情報の発信、ワークピア府中への加入促進	産業振興課	中小企業主に対して健康経営に関する情報の発信を行うとともに、従業員の健康増進や健康管理を支援する、ワークぴあ府中（中小企業勤労者の福利厚生事業）への加入を促進する。

重点施策	(3)生活困窮者・無職失業者に関わる自殺対策の推進	ア 生活困窮に陥った人に対する「生きることの包括的な支援」の強化	(ア) 生活保護受給者または困窮者への支援	生活福祉課	個別事例、相談対応にて推進していく。
			(イ) 後期高齢者医療被保険者が保険料の納付ができない場合の支援	保険年金課	後期高齢者医療被保険者が生活困窮等により保険料の納付ができない等の実情を把握した場合に、関係機関と連携し、解決に向けた対応を図る。
			(ウ) 市税に係る徴収事務を行う際に生活困窮者を把握した場合、関係機関と連携する	納税課	適宜関係機関と連携する。
			(エ) 低所得者等の介護保険サービスの利用促進	介護保険課	低所得者等が介護保険サービスを利用する場合に負担を軽減する取組を継続する。
			(オ) 障害者と家族への支援	障害者福祉課	障害者手当等支給事業の実施。また、障害者福祉課での相談対応、地域生活支援センターによる障害者相談支援事業の実施に努める。
			(カ) 高校及び大学の受験費用の貸付け	地域福祉推進課	受験生チャレンジ支援貸付事業について、東京都の制度内容に準拠し、適正な事業実施を図るとともに、パンフレットの配布やメール配信等で対象世帯に効果的な周知を図る。
			(キ) 奨学金の給付や貸付け	教育総務課	経済的理由などにより就学が困難な方に対し教育の機会を提供するため、奨学金の給付又は貸付けを行う。
			(ク) 小学校及び中学校の教育費助成	学務保健課	経済的な理由により、小学校及び中学校の教育費の支払が困難な保護者に対して、費用の一部を助成する。必要時には、関係機関と連携し、相談先を案内する。
			(ケ) 住宅確保要配慮者への入宅支援	住宅課	住宅セーフティネット住まい相談を、社会福祉協議会を窓口として実施する。
	イ 支援につながっていない人を早期に支援へとつなぐための取組の推進		(ア) ゲートキーパー研修（税金等相談業務を担当する職員）	健康推進課	—
			(イ) 民生委員へのリーフレット配布	健康推進課	研修会等でリーフレットを配架する。
			(ウ) 公営住宅の管理を担当する公社との連携、リーフレット配架	健康推進課	強化月間等でリーフレットを配架を検討。
	ウ 多分野の関係機関が連携・協働する基盤の整備		(ア) 「つながりPlus」を通した関係機関の課題共有・連携	生活福祉課	令和6年度以降は、重層的支援体制整備事業実施に向けた会議体に移行。現行のつながりPlusは令和5年度をもって廃止。
			(イ) 自殺対策の会議等の機会を通して社会福祉協議会・民生委員との連携	健康推進課	個別事例の対応及び会議を通して連携する。
	エ 失業者等に対する相談窓口等の充実		(ア) 生活困窮者や失業者に向けたハローワーク府中でこころの相談窓口等の相談先周知	健康推進課	ハローワークでリーフレットを配架する。
			(イ) 就労支援コーナーふちゅうや就労支援事業委託等事業での就労支援	生活福祉課	ハローワーク府中による「就労支援コーナーふちゅう」や就労支援事業委託等を利用し、早期に本人の希望や特性に合った就労を支援していく。
	オ 経済問題以外の諸問題を抱えた人の孤立の防止		(ア) 直ちに就労が困難な人への就労支援	生活福祉課	就労準備支援事業等を利用し、直ちに就労が困難な方に対し、居場所づくりや相談支援を通じて、社会的孤立を防ぎ、段階的な訓練により就労を支援していく。
			(イ) 障害等がある人への就労・生活支援	障害者福祉課	地域活動支援センター事業（Ⅰ型）を地域生活支援センターに委託し、支援体制の充実を図る。また、就労支援センターでは就労面及び生活面の支援、障害者雇用に取り組む企業への支援など地域開拓促進に係る支援を行う。

重点施策	(4) 女性の自殺対策の推進	ア 妊娠期から子育て期までの女性への支援	(ア) 母子手帳交付時の全数面接、支援の必要な保護者の早期発見と対応	子ども家庭支援課	母子手帳交付時に全ての妊婦を対象に面談を実施し、支援が必要な妊婦に対し、関係機関と連携し支援を行う。
			(イ) 新生児訪問や乳幼児健康診査の機会に不安を抱えている保護者の早期発見と対応	子ども家庭支援課	新生児全員の家庭に訪問する新生児訪問や、発達段階に応じた乳幼児健診において、養育状況の把握、保護者への支援の必要性を判断し、関係機関と連携して支援を行う。
			(ウ) 産後ケア事業や乳幼児発達支援事業等で不安を抱えている保護者の早期発見と対応	子ども家庭支援課	産後ケア事業として、産婦の心身のケアや育児サポートのため、ショートステイやデイサービスを実施する。また、乳幼児発達支援事業を実施し、育児に課題や不安を抱える保護者に対し、関係機関と連携し対応する。
			(エ) 子育てに係る交流会や講座を開催し、育児不安の軽減を図るとともに支援が必要な保護者の早期発見に努める。	子ども家庭支援課	年間を通じて子育てに係る交流会や講座を開催し、広報やSNS等での周知を図る。
			(オ) グループ活動参加への推進、相談支援	子ども家庭支援課	子育ての悩みを抱える保護者を対象に相談を受け付けるとともに、グループ活動等を提供する親支援事業を実施する。また、育児への不安や負担の軽減を目的に育児・家事支援を行う子育て世帯訪問支援事業を実施する。 その他、産前産後家庭サポート事業や、育児の援助を受けたい市民と行いたい市民の相互援助活動を支援するために会員の登録やマッチングを行うファミリー・サポート・センター事業を実施する。
	イ 就労する女性への支援		ひとり親家庭の経済的自立に向けたセミナーの開催や資格取得支援	子育て応援課	自立支援教育訓練給付金の支給、高等職業訓練促進給付金の支給、高卒認定合格支援給付金の支給、養育費確保に係る保証金の支給、養育費確保に係る公正証書等作成費の支給、ADR相談費用助成、母子自立支援プログラム策定事業、ひとり親家庭のしおり作成 自立支援セミナーの実施、離婚前講座の実施
					女性に対する暴力をなくす運動関連の啓発講座の実施、意識啓発ポスターや、パープルリボン関連事業を実施、市内学校、保護者を対象としたデートＤＶ意識啓発講座の実施
	ウ コロナ禍で顕在化した課題に対する支援		(ア) 暴力に関する講座の実施・普及啓発	多様性社会推進課	
			(イ) 配偶者からの暴力に関する相談・関係機関との連携	子育て応援課 多様性社会推進課	ＤＶ被害者支援対応マニュアルを活用し、相談体制の強化や関係機関・関係部課との連携を図る。相談しやすい相談窓口の体制の構築に向け検討する。